

第3次苅田町男女共同参画行動計画（後期）策定業務委託に係る
プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

第3次苅田町男女共同参画行動計画（後期）策定業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、苅田町総合計画を上位計画とし、他の関連計画との整合性を図り、価値観や生活形態が多様化する社会情勢の変化を踏まえ、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び苅田町男女共同参画推進条例第12条に基づく「第3次苅田町男女共同参画行動計画（令和5年度～14年度）」における、後期計画（令和10年度～14年度）を策定することを目的とする。また、「女性活躍推進法（略称）」に基づく女性活躍推進計画及び「配偶者暴力防止法（略称）」に基づく基本計画、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく基本計画も併せて策定する。

(3) 業務の内容

行動計画（後期）策定に係る調査・分析、資料提供、会議の運営・支援、助言、計画書の作成等

（詳細は別紙「第3次苅田町男女共同参画行動計画（後期）策定委託業務仕様書」のとおり）

(4) 見積限度額

【総額】 4,326,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

【内訳】 町民意識調査業務（令和8年度予算額）2,474,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

計画策定業務（令和9年度予算額、債務負担行為）1,852,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 委託期間

契約締結後から令和10年3月31日まで

2 プロポーザル方式採用の理由

本業務の実施にあたっては、複数の事業者から業務に関する知識や豊富な経験に基づく提案を受け、企画力及び信頼性を有する事業者を選定するため、プロポーザル方式を採用する。

3 参加資格

プロポーザル方式による審査に提案する事業者（以下「提案者」という。）は、以下に示す各号すべてを満たす者とする。

(1) 苅田町の指名競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者である

こと。

- (3) 荊田町建設工事等入札参加者指名停止措置規程に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。また、国及び他の地方自治体の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 過去5年以内に自治体における男女共同参画に関わる業務を受託し、誠実に履行した実績を有すること。
- (5) 申し込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有するものでないこと又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

4 主な選定日程

- | | |
|---------------------|--------------|
| (1) 募集の受付開始 | 令和8年6月16日（火） |
| (2) 質問受付期限 | 令和8年6月22日（月） |
| (3) 質問回答 | 令和8年6月25日（木） |
| (4) 参加申込書類の提出期限 | 令和8年7月1日（水） |
| (5) 一次審査結果の通知 | 令和8年7月7日（火） |
| (6) 企画提案書等提出期限 | 令和8年7月13日（月） |
| (7) 二次審査（プレゼンテーション） | 令和8年7月17日（金） |
| (8) 二次審査結果の通知 | 令和8年7月23日（木） |
| (9) 審査結果の公表 | 令和8年7月下旬 |

5 質問の受付および回答

提案を検討する者は、以下のとおり質疑を行うことができる。

- (1) 提出書類
質疑回答書（様式1）
- (2) 質問受付期間
令和8年6月16日（火）から令和8年6月22日（月）まで 【必着】
（土・日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで）
※受付期間以降に提出された質問や審査及び評価に係る質問は一切受け付けない。
- (3) 提出方法
FAX：093-436-3014（提出後、電話にて提出した旨を報告すること。）
荊田町役場総務課 人権男女共同参画室 人権男女共同参画担当（上野、山口）
- (4) 質疑に対する回答
令和8年7月1日（水）までに質疑回答書にて、FAXで質疑を行った者にのみ回答する。

6 参加申込書類の提出

提案者はプロポーザル方式による審査に提案するため、以下のとおり参加申込書類を提出する。

(1) 提出書類及び提出部数

- ① 参加申込書 (様式 2) 正本 1 部 コピー 7 部
- ② 同種業務実績書 (様式 3) 正本 1 部 コピー 7 部
- ③ ②に記載の 1 業務において策定された他の自治体の男女共同参画行動計画 コピー 8 部
※提案者が過去に請け負った業務において策定されたもので、今回の業務委託の成果物としてイメージできるもの。

(2) 提出期間

令和 8 年 6 月 26 日 (金) まで【必着】

(土・日曜日及び祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出先

〒 8 0 0 - 0 3 9 2

福岡県京都郡苅田町富久町 1 丁目 1 9 番地 1

苅田町役場総務課 人権男女共同参画室 人権男女共同参画担当

(5) 注意事項

- ①あらかじめ指示した事項に違反した書類は無効とする。
- ②提出した後の書類は、書き換え、差し替え又は撤回することはできない。
- ③提出書類の作成及び提出に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- ④本町に提出された書類は返却しない。
- ⑤提出された書類の取扱いは、苅田町情報公開条例 (平成 8 年 12 月 25 日苅田町条例第 20 号) によることとする。

7 第一次審査の実施

(1) 審査・選定方法

本町が別に定める委員により組織する「第 3 次苅田町男女共同参画行動計画策定業務委託プロポーザル方式審査委員会」において、提出された参加申込書類を基に以下のとおり書類審査を行い、上位 3 者を限度として選定する。

- ① 審査基準及び各項目の配点 (合計 100 点) は以下のとおりとする。

項 目	審査基準	配 点
実績	・過去 5 年以内に同種業務などに関してどれほどの受注実績があるか。	10 点
実績の内容 (他の自治体の男	・見やすく、分かりやすいデザインとなっているか。	30 点

女共同参画行動計画)	・計画の具体的施策等が体系的に分類され、分かりやすい構成となっているか。	30点
	・指標等を適切に取り入れ、計画の進捗管理を実施できる仕組みとなっているか。	30点
合計		100点

②得点化方法

各項目の審査は、上記①に示す配点が付された審査項目毎に次のとおり5段階で審査し、得点化する。

審査結果		得点化方法
A	特に優れている	配点の100%
B	AとCの中間程度	配点の80%
C	優れている	配点の50%
D	CとEの中間程度	配点の30%
E	優れているといえない	配点の10%

(2) 選定結果

第一次審査の選定結果は、第一次審査に参加した提案者全員に対して令和8年7月7日(火)付で書面にて通知する。第一次審査で選定された提案者に対しては、同時に第二次審査(プレゼンテーション)の日時と場所を通知する。(日には、令和8年7月17日(金)を予定。)

8 企画提案書類(第二次審査用)の提出

第一次審査で選定された提案者は以下のとおり企画提案書類を提出する。

(1) 提出書類及び提出部数

- ① 企画提案書(様式4) 正本1部 コピー7部
(記載については、「9 企画提案書の作成要領」を参照のこと。)
- ② 業務実施体制表(様式5) 正本1部 コピー7部
- ③ 見積内訳書(任意様式) 正本1部 コピー7部

(2) 提出期間

令和8年7月13日(月)

(土・日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで)

(3) 提出方法・提出先

上記6(3)、(4)と同じ

(4) 注意事項

- ① あらかじめ指示した事項に違反した提案書類は無効とする。
- ② 提出した後の提案書類は、書き換え、差し替え又は撤回することはできない。

- ③提案書類の作成及び提出に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- ④本町に提出された提案書類は返却しない。
- ⑤提案書類の著作権は、提案者に帰属する。
- ⑥提出された提案書類の取扱いは、苅田町情報公開条例（平成 8 年 12 月 25 日苅田町条例第 20 号）によることとする。なお、提案書類において企業秘密に該当する部分については、提案書類にその旨を明記する等明らかにする。

9 企画提案書の作成要領

(1) 記載内容

- ①会社概要
- ②企画提案内容（考え方、進め方等）
 - ※考え方・実施にあたってのポイント等を簡潔に記載すること。
 - ※仕様書に記載のない業務内容は、強調すること。
- ③工程・スケジュール
 - ※本町職員と提案者の作業分担について明記すること。

(2) 様式

- ①様式は基本的に A4 版で横書き、縦型・横型については任意とする。ただし、図表等について、必要に応じて A3 版横型も可とする。A3 版の場合は片面で 2 ページとする。
- ②製本等は簡易として、フォルダ等の添付は不要。
- ③枚数は、表紙・目次を除き、30 ページ以内とし、ページ番号を付ける。
- ④企画提案書の本文のフォントサイズは、10 ポイント以上を基本とする（ただし、図表等の貼り付け等はこの限りではない）。

10 第二次審査（プレゼンテーション）の実施

(1) プレゼンテーション審査の実施

企画提案書類の内容について、以下のとおりプレゼンテーション審査を実施する。

- ①プレゼンテーションは 30 分以内とする。
- ②プレゼンテーション後に、企画提案書や見積書、プレゼンテーション内容等についてヒアリング（質疑）を 10 分程度行うので応答する。
- ③ヒアリングでの発言については、企画提案書類と同等の取り扱いとする。
- ④プレゼンテーションは、企画提案書の項目内容について個々に提案する。ただし、企画提案書の内容を逸脱しないこと。
- ⑤出席者は、担当予定スタッフを含め 3 名以内とする。
- ⑥スクリーン・プロジェクターについては本町で用意するが、その他必要な OA 機器等は各提案者で準備する。
- ⑦プレゼンテーション用の配布資料については認めない。

(2) 審査方法

「第3次苧田町男女共同参画行動計画（後期）策定業務委託プロポーザル方式審査委員会」において企画提案書類及びプレゼンテーションを基に以下のとおりに審査を行う。

(3) 審査基準

各項目配点の合計に選定する委員の人数を乗じた得点を満点とし、満点の6割を最低基準点とする。審査の結果、最低基準に満たない場合は選定しないこととする。

①各項目の配点（合計100点）は以下のとおりとする。

項 目	審査基準	配 点
理解度・的確性	・男女共同参画について理解しており、国等の動向等の把握ができているか。 ・本町の男女共同参画推進条例、男女共同参画行動計画及び苧田町総合計画を始めとする他の計画を理解し、それに従った提案内容となっているか。 ・本町の現状と課題や社会環境を的確に分析した提案内容となっているか。	30点
町民意識調査の手法等	・本町における男女共同参画社会推進についての意識や要望を正確に把握するために住民の視点に立った提案内容となっているか。 ・調査の実施・集計・分析等の手法は的確か。	20点
会議等の支援	会議等の支援を計画的に行い、会議等で提案された意見を計画に盛り込むため、内容の報告・資料の作成等が適切になされる内容となっているか。	10点
工程	具体的かつ現実的なスケジュールが提案されているか。	10点
プレゼンテーション	業務への意欲が旺盛であるか。質問に対する応答は明確であるか。	10点
体制・人員	本業務を迅速かつ正確に実行するための体制・人員が確保されているか。	10点
価格	適正かつ安価な価格が提示されているか	10点
合 計		100点

②得点化方法

上記7（1）②と同じ

(3) 選定方法

上記(2)にて、各審査委員の得点の合計が最も高い提案を行った提案者を最優秀提案者として選定する。得点の合計が最も高い提案をした者が2者以上いる場合には、見積金額が安価な方を最優秀提案者として選定する。また、提案事業者が1社のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、評価点が最低基準点を満たすときは当該者を最優秀提案者として選定する。

(4) 選定結果

第二次審査の選定結果は、第二次審査に参加した提案者全員に対して令和8年7月23日(木)付で書面にて通知する。

1.1 契約の締結

- ①町長は、最優秀提案者と本業務の契約締結協議を行う。
- ②町長は①の協議を行い、合意した場合は契約を締結する。
- ③①協議の結果、合意に至らなかった場合、若しくは最優秀提案者に本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以降の提案者を繰り上げて、順次協議する。
- ④契約手続きは、荊田町契約規則の規定に定めるところによる。
- ⑤契約書には、提案内容及び合意内容に基づいて作成した特記仕様書を添付する。
- ⑥町長は、契約締結後においても受託者が本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

1.2 連絡先

荊田町役場 総務課 人権男女共同参画室 人権男女共同参画担当(担当:上野、山口)
住 所 〒800-0392 福岡県京都郡荊田町富久町1丁目19番地1
電 話 093-434-1958(直通)
FAX 093-436-3014
メールアドレス jinken-danjyo@town.kanda.lg.jp
受付時間 午前8時30分から午後5時まで(土・日曜日及び祝日を除く)